

# 診療日以外の日に訪問看護等で用いた場合に算定可能な特定保険医療材料 ～経腸、経静脈栄養に関する特定保険医療材料～

## 院外処方も可能な材料

### 在宅中心静脈栄養用輸液セット

- (1)本体（体外式カテーテル又は植込式カテーテルに接続して使用するチューブセット）
- (2)付属品
  - ①フーバー針
  - ②輸液バッグ

### 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

- (1)経鼻用
  - ①一般用
  - ②乳幼児用
    - ア 一般型
    - イ 非DEHP型
  - ③経腸栄養用
  - ④特殊型
- (2)腸瘻用

### 交換用胃瘻カテーテル

- (1)胃留置型
  - ①バンパー型
    - ア ガイドワイヤーあり
    - イ ガイドワイヤーなし
  - ②バルーン型
- (2)小腸留置型
  - ①バンパー型
  - ②一般型

※24時間以上体内留置した場合に算定

※バンパー型は4か月に1回を限度として算定

※在宅中心静脈栄養用輸液セットは6組/月までは在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算に含まれ、6組/月を超える分については算定又は処方可能

※在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル、交換用胃瘻カテーテルは在宅経管栄養法用栄養管セット加算を算定する場合は算定不可